

高圧ガス保安法手続マニュアル

(第二種貯蔵所編)

高圧ガス保安法(以下、「法」という。)の一般高圧ガス保安規則(以下、「一般則」という。)または液化石油ガス保安規則(以下、「液石則」という。)の適用を受ける第二種貯蔵所に適用する。

第二種貯蔵所とは

容積300 m^3 以上1,000 m^3 未満(第一種ガスの場合は300 m^3 以上3,000 m^3 未満)の高圧ガスを貯蔵するときは、届出が必要になり、届け出て設置する施設を「第二種貯蔵所」という。

ただし、第一種製造者、液化石油ガス法の販売事業者が、その許可を受けたところにより貯蔵するときは、この限りでない。

<貯蔵量の算定方法>

1 貯蔵する高圧ガスが液化ガスの場合、質量10kgをもって容積1 m^3 とみなして算出します。

2 設備(容器)が2個以上ある場合で、下記に該当するときは合算します。

(1)設備(容器)が配管によって接続されているとき(低圧部での接続を含む)。

(2)設備(容器)が配管によって接続されていないときであって、

ア 設備(容器)と設備(容器)との間が30m以下であるとき。

イ 設備(容器)が同一構造物内にあるとき。

※上記2が一貯蔵所単位となりますので、一事業所内で上記2に該当しない貯蔵形態(例:設備間が30m超の場合等)が複数ある場合は、それぞれが一貯蔵所としての届出が必要となります。

【目次】

手続にあたっての注意点(提出前に必ず確認してください).....	1
第二種貯蔵所設置届書	1
第二種貯蔵所位置等変更届書	6
貯蔵所廃止届書	9
巻末資料(様式集)	

令和5年5月
福井県防災安全部消防保安課

手続にあたっての注意点

第二種貯蔵所を設置しようとする者、第二種貯蔵所の所有者または占有者が、法に基づき必要となる手続を行う際の注意点は、下記のとおりです。

1 提出方法

原則として福井県電子申請サービス(以下、「電子申請」という。)を利用して提出すること。

インターネット環境がないなどの理由で電子申請ができない場合は、書類を郵送(返信用封筒(必要な切手を貼付したもの)を同封)または持参(訪問日時について県担当者と事前に相談)すること。

2 提出先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県防災安全部消防保安課

3 提出部数

電子申請の場合:1部(すべて電子データで提出すること)

郵送または持参の場合:2部(正本(県提出用)1部・副本(届出者返戻用)1部)

↓本マニュアルにおける各手続↓

第二種貯蔵所設置届書

第二種貯蔵所を設置しようとする者が、法第17条の2第1項に基づき必要となる手続は、下記のとおりです。

1 届出単位

「貯蔵施設」ごとに行うこと。

2 提出時期

原則として工事に着手しようとする10日前までに行うこと。

3 留意事項

既に法での許可・届出済の事業所が届出をしようとする場合には、「4 添付書類」のうち、「1 届出者の適格性を確認する書類(委任状を除く。)」は不要です。

4 添付書類

第二種貯蔵所設置届書のほか、以下のような書類が必要になります。

No	必要となる書類	備考
1	届出者の適格性を確認する書類等	
	(1)委任状	代表者以外の者が手続をするとき
	(2)登記事項証明書のコピー	履歴事項全部証明書(法人の場合)
	(3)住民票の写しのコピー	市区町村長発行のもの(個人の場合)
2	貯蔵施設等明細書	

No	必要となる書類	備考
3	貯蔵施設等明細書の添付資料	
	(1)事業所全体平面図	事業所内の図面に加えて貯蔵施設の位置および付近の状況がわかる資料を添付すること
	(2)高圧ガス貯蔵所配置図	
	(3)貯蔵設備等のフローシート・配管図	
	(4)機器一覧表およびその仕様書、構造図、強度計算書等	
	(5)高圧ガス設備の基礎および支持構造物の構造を示した図面	
	(6)耐震設計構造物に係る計算書	
	(7)貯蔵設備建屋、容器置場等の図面	
	(8)保安設備の機能、構造等を説明する書面および図面	
4	貯蔵設備の使用の経歴および保管状態の記録	当該貯蔵設備を移設して使用するとき

5 提出書類作成要領

(1)第二種貯蔵所設置届書

ア 適用規則

届出時に適用される規則を選択すること。

イ 名称

法人にあっては法人名称に加えて貯蔵所名まで記入すること。

個人にあっては貯蔵所名を記入すること。

<記入例>

法人：〇〇産業株式会社〇〇貯蔵所、個人：〇〇貯蔵所

ウ 事務所(本社)所在地

法人にあっては登記してある本社の所在地を記入し、個人にあっては住民登録の場所を記入すること。

エ 貯蔵所所在地

高圧ガスの貯蔵を行おうとする所在地を記入すること。

オ 貯蔵する高圧ガスの種類

高圧ガスの名称およびその状態(圧縮、液化、圧縮+液化)を記入すること。

カ 代表者氏名

法人にあっては法人の名称、代表者の役職名および氏名を記入すること。

個人にあっては氏名を記入すること。

※届出は、当該法人の代表権を有する者が行うものですが、事業所の長等が代理人となって届出することもできます。この場合、代表者から代理人に対しての委任を証した書面(委任状)を添付すること。

(2)貯蔵施設等明細書

貯蔵施設等明細書の記載項目およびその記載内容等は、以下の例により作成すること。

貯蔵施設等明細書

1 貯蔵の目的

貯蔵する高圧ガスの種類およびその貯蔵目的を具体的に記載すること。

2 貯蔵の方法

貯蔵設備の種類ごと(貯槽・容器の別)に高圧ガスの種類を整理し記載すること。

3 貯蔵設備の貯蔵能力

高圧ガスの種類ごとに計算した貯蔵能力を表にまとめた上で、個々の算式を記載すること。

高圧ガスの 種類	貯蔵方法 (貯槽・容器)	基数 本数	公称能力 ($\text{m}^3 \cdot \text{kg}$)	貯蔵能力 ($\text{m}^3 \cdot \text{kg}$)	備考

※高圧ガスの種類には、その高圧ガスの状態(圧縮、液化、圧縮+液化)を合わせて記載すること。

※表に続けて設備ごとの計算式を記載すること。

4 保安物件に対する距離

(1)設備距離

平面図に保安距離の範囲を図示し、平面図内に存する最も近い第一種保安物件および第二種保安物件を明示すること。

ア 貯蔵設備は、第一種保安物件に対し第一種設備距離以上を有すること。

一般高圧ガス:可燃性または毒性ガス=L1、酸素=L2、その他のガス=L3以上の確保
液化石油ガス:L1以上の確保

イ 貯蔵設備は、第二種保安物件に対し第二種設備距離以上を有すること。

一般高圧ガス:可燃性または毒性ガス=L2、酸素=L3、その他のガス=L4以上の確保
液化石油ガス:L4以上の確保

ウ 障壁構造等による距離緩和措置

一般高圧ガス:一般則に緩和措置はありません

液化石油ガス:液石則第6条第1項第3号、第24条第2号

高圧ガス の種類	貯蔵能力 または 処理能力	第一種設備距離		第二種設備距離		備考
		法定 距離	実際 距離	法定 距離	実際 距離	

(2)置場距離(容器が配管に接続されていない貯蔵の場合)

平面図に保安距離の範囲を図示し、平面図内に存する最も近い第一種保安物件および第二種保安物件を明示すること。

ア 容器置場は、第一種保安物件に対し第一種置場距離($\varnothing 1$)以上を有すること。

イ 容器置場は、第二種保安物件に対し第二種置場距離(ℓ2)以上を有すること。

ウ 障壁構造等による距離緩和措置

一般高圧ガス：一般則第6条第1項第42号ハ

液化石油ガス：液石則第6条第1項第35号ハ

高圧ガス の種類	容器置場 の面積	第一種置場距離		第二種置場距離		備考
		法定 距離	実際 距離	法定 距離	実際 距離	

5 技術上の基準(法第18条第2項)に関する事項

技術上の基準に適合していることを該当規則の条項ごとに対応して記述すること。

<対応条項>

一般高圧ガス：貯槽による貯蔵の場合(一般則第22条)

一般高圧ガス：容器による貯蔵の場合(一般則第23条)

液化石油ガス：貯槽による貯蔵の場合(液石則第23条)

液化石油ガス：容器による貯蔵の場合(液石則第24条)

規則の 条項号	基準項目	対応事項	備考 (別添資料等No.)

(3)貯蔵施設等明細書に添付して必要になる書類等

届出の内容にもよりますが、以下のような書面または図面を添付してください。

ア 事業所全体平面図

(ア)事業所境界線を明示のこと。

(イ)高圧ガス貯蔵施設の位置を図示すること。

(ウ)事業所と隣接する他事業所等や民家等付近の状況が示されていること。

(エ)保安距離を図示すること。

(オ)火気取扱施設、危険物施設の位置を図示すること。

(カ)耐震設計の必要な施設については、ボーリングをした位置を明示のこと。

(キ)警戒標の種類および設置位置を明示のこと。

イ 高圧ガス貯蔵所の配置図

(ア)貯蔵設備の位置、大きさおよび設備間距離等を図示すること。

(イ)次の設備がある場合は図示等を行うこと。

a 障壁、防液堤の設置位置

b 防消火設備(散水装置を含む)の操作位置等(ポンプの駆動場所、消火栓の位置、消火器の設置位置、本数等)

なお、操作位置と対象設備間の距離も図示すること。

c ガス漏洩検知警報設備の検知部、外部発報部および濃度指示・警報場所

d 緊急遮断弁の設置位置および操作位置

なお、操作位置と対象設備間の距離も図示すること。

e 通報設備の設置位置

f タンクローリーの停車位置

ウ 貯蔵設備等のフローシート・配管図

- (ア)機器一覧表による個々の機器の整理番号を書き込むこと。
- (イ)通常の使用状態における液・ガスライン、受入・払出ラインについて、色分け等により分かりやすくすること。
- (ウ)ガス設備、高圧ガス設備および圧力区分を明確にすること。
- (エ)除害設備の処理フローも記載すること。
- (オ)配管図は平面図により、貯蔵設備から消費設備までのルートが把握できること。
また、アイソメ図によるなど、できるだけ立体配管図も添付すること。

エ 機器一覧表およびその仕様書、構造図、強度計算書等

- 貯蔵設備、その他の主要高圧ガス設備(弁類、配管、ローディングアーム等)について、設備の種類ごとに機器一覧表を作成し、さらに、メーカー等が作成した以下の書類を添付すること。
- (ア)仕様書および構造図
- (イ)強度計算書(特定設備検査合格品、高圧ガス設備試験合格品および認定試験者試験等合格品を使用する場合は、認定書等を添付することで省略可能)
- (ウ)安全弁にあっては、吹出量計算書

オ 高圧ガス設備の基礎および支持構造物の構造を示した図面

基礎図には、配筋の太さ、ピッチ、材質等を明示すること。

カ 耐震設計構造物に係る計算書

基礎および支持構造物についての計算条件および計算結果の書面であり、一級建築士による確認を得たものであること。

キ 貯蔵設備の建屋、容器置場等の図面

- (ア)貯蔵設備の建屋、容器置場等の寸法、屋根の材質を明らかにすること。
- (イ)換気口の数、面積、場所等を図示すること。
- (ウ)ガスの種類別に置場を明示すること。
- (エ)充てん容器置場、残ガス容器置場の区分を明示すること。
- (オ)容器置場内の通路を明確にしたい場合は、通路を明示のこと。

ク 保安設備の機能、構造等を説明した書面および図面

- (ア)防火設備の散水配管図、散水量計算書(散水ポンプ能力、圧力損失計算書等)、貯水量計算書
- (イ)ガス検知警報設備の仕様
- (ウ)除害設備の能力および仕様
- (エ)障壁等の構造図

第二種貯蔵所位置等変更届書

第二種貯蔵所の所有者または占有者が、貯蔵所の位置、構造または設備の変更の工事をしようとする際、法第19条第4項に基づき必要となる手続は下記のとおりです。

- 1 届出単位
「届出をしている事業所」ごとに行うこと。
- 2 提出時期
原則として工事に着手しようとする10日前までに行うこと。

3 添付書類

第二種貯蔵所位置等変更届書のほか、以下のような書類が必要になります。

No	必要となる書類	備考
1	委任状	代表者以外の者が手続をするとき
2	貯蔵施設等変更明細書	
3	貯蔵施設等変更明細書の添付資料	変更内容により下記書類等を適宜添付すること
	(1)事業所平面図および案内図	変更部分が明確になるよう色分けするとともに、必要に応じ変更前・変更後の図面を作成して添付すること。 また、届出時から変更がない部分については、その旨を記載して省略することができます。
	(2)貯蔵施設の配置図	
	(3)貯蔵設備等のフローシート・配管図	
	(4)機器一覧表およびその仕様書、構造図、強度計算書等	
	(5)高圧ガス設備の基礎および支持構造物の構造を示した図面	
	(6)耐震設計構造物に係る計算書	
	(7)貯蔵設備建屋、容器置場等の図面	
	(8)保安設備の機能、構造等を説明した書面および図面	
4	貯蔵設備の使用の経歴および保管状態の記録	当該貯蔵設備を移設して使用するとき

4 提出書類作成要領

(1)第二種貯蔵所位置等変更届書

ア 適用規則

届出時に適用される規則を選択すること。

イ 名称(事業所の名称を含む。)

届出をした貯蔵所名を記入すること。

<記入例>

法人：〇〇産業株式会社〇〇貯蔵所、個人：〇〇貯蔵所

ウ 事務所(本社)所在地

法人にあっては登記してある本社の所在地を記入し、個人にあっては住民登録の場所を記入すること。

エ 貯蔵所所在地

高圧ガスの貯蔵を行おうとする所在地を記入すること。

オ 変更の種類

変更の内容を具体的に記入すること。

カ 代表者氏名

法人にあつては法人の名称、代表者の役職名および氏名を記入すること。
個人にあつては氏名を記入すること。

※届出は、当該法人の代表権を有する者が行うものですが、事業所の長等が代理人となって届出することもできます。この場合、代表者から代理人に対しての委任を証した書面(委任状)を添付すること。

(2)貯蔵施設等変更明細書

貯蔵施設等変更明細書の記載項目およびその記載内容等は、以下の例により作成すること。

<記入例>

貯蔵施設等変更明細書

1 変更の目的

変更の目的を具体的に記載すること。

2 変更の内容

貯蔵施設の変更内容を明確にしなが、箇条書で簡潔に記載すること。

3 貯蔵設備の貯蔵能力および性能(変更あり ・ 変更なし)

変更の有無を○で囲むこと。

高压ガス の種類	貯蔵方法 (貯槽・容器)	貯蔵能力 ($\text{m}^3 \cdot \text{kg}$)			貯蔵量 (基・本数)			備考
		変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減	

※高压ガスの種類には、その高压ガスの状態(圧縮、液化、圧縮+液化)を合わせて記載すること。

※表に続けて増減する設備の計算式を設備ごとに記載すること。

4 保安物件に対する距離

(1)設備距離(変更あり ・ 変更なし)

変更の有無を○で囲み、変更がある場合は下記により記載すること。

平面図に保安距離の範囲を図示し、平面図内に存する最も近い第一種保安物件および第二種保安物件を明示すること。

ア 貯蔵設備は、第一種保安物件に対し第一種設備距離以上を有すること。

一般高压ガス:可燃性または毒性ガス=L1、酸素=L2、その他のガス=L3以上の確保
液化石油ガス:L1以上の確保

イ 貯蔵設備は、第二種保安物件に対し第二種設備距離以上を有すること。

一般高压ガス:可燃性または毒性ガス=L2、酸素=L3、その他のガス=L4以上の確保
液化石油ガス:L4以上の確保

ウ 障壁構造等による距離緩和措置

一般高压ガス:一般則に緩和措置はありません

液化石油ガス:液石則第6条第1項第3号、第24条第2号

高圧ガス の種類	貯蔵能力 または 処理能力	第一種設備距離		第二種設備距離		備考
		法定 距離	実際 距離	法定 距離	実際 距離	

- (2) 置場距離(容器が配管に接続されていない貯蔵の場合)(変更あり・変更なし)
 変更の有無を○で囲み、変更がある場合は下記により記載すること。
 平面図に保安距離の範囲を図示し、平面図内に存する最も近い第一種保安物件
 および第二種保安物件を明示すること。

ア 容器置場は、第一種保安物件に対し第一種置場距離(ℓ1)以上を有すること。

イ 容器置場は、第二種保安物件に対し第二種置場距離(ℓ2)以上を有すること。

ウ 障壁構造等による距離緩和措置

一般高圧ガス:一般則第6条第1項第42号ハ

液化石油ガス:液石則第6条第1項第35号ハ

高圧ガス の種類	容器置場 の面積	第一種置場距離		第二種置場距離		備考
		法定 距離	実際 距離	法定 距離	実際 距離	

5 技術上の基準(法第18条第2項)に関する事項

技術上の基準に適合していることを該当規則の条項ごとに対応して記述すること。

<対応条項>

一般高圧ガス:貯槽による貯蔵の場合(一般則第22条)

一般高圧ガス:容器による貯蔵の場合(一般則第23条)

液化石油ガス:貯槽による貯蔵の場合(液石則第23条)

液化石油ガス:容器による貯蔵の場合(液石則第24条)

規則の 条項号	基準項目	対応事項	備考 (別添資料等No.)

(3) 貯蔵施設等変更明細書に添付して必要になる書類等

変更の内容により、「3 添付書類」による書類を適宜添付すること。

記載方法は、貯蔵届の項(5(3)貯蔵計画書に添付して必要になる書類等)を
 参照のこと。

なお、変更箇所が複雑な図面等にあつては、変更部分が明確になるよう色分け
 するとともに、変更前、変更後の図面を添付すること。

貯蔵所廃止届書

第二種貯蔵所の所有者または占有者が、第二種貯蔵所の用途を廃止したとき、法第21条第4項に基づき必要となる手続は、下記のとおりです。

- 1 届出単位
第二種貯蔵所ごとに行うこと。
- 2 提出時期
廃止後遅滞なく行うこと。
- 3 添付書類
貯蔵所廃止届書のほか、貯蔵所を廃止したことがわかる写真等を添付すること。

一般則様式第9（第25条関係）

液石則様式第9（第26条関係）

第二種貯蔵所設置届書	一般	× 整 理 番 号	
	液石	× 受 理 年 月 日	年 月 日
名 称			
事 務 所 （ 本 社 ） 所 在 地			
貯 蔵 所 所 在 地			
貯 蔵 す る 高 圧 ガ ス の 種 類			

年 月 日

代表者 氏名

福井県知事 様

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は記載しないこと。

一般則様式第 12（第 29 条関係）

液石則様式第 12（第 30 条関係）

第二種貯蔵所位置等変更届書	一般	× 整 理 番 号	
	液石	× 受 理 年 月 日	年 月 日
名 称（事業所の名称を含む。）			
事 務 所 （ 本 社 ） 所 在 地			
貯 蔵 所 所 在 地			
変 更 の 種 類			

年 月 日

代表者 氏名

福井県知事 様

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 二以上の変更の届出を同時に行う場合には、「変更の種類」の欄に一括届出である旨を記載すること。

一般則様式第 2 5 (第 4 3 条関係)

液石則様式第 2 4 (第 4 3 条関係)

貯 蔵 所 廃 止 届 書	一 般	× 整 理 番 号	
	液 石	× 受 理 年 月 日	年 月 日
名 称			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			
貯 蔵 所 所 在 地			
貯 蔵 所 廃 止 年 月 日			
貯 蔵 所 廃 止 の 理 由			

年 月 日

代表者 氏名

福井県知事 様

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。